

感染症発生時の業務継続計画訓練

検証テーマ

BCP 発動時に伴う本部の立ち上げと感染症発症者への対応・各事業所でどのような対応を行っていくか。ゾーニングの徹底や接触があった方に対する対応等。

時間・季節

12月中旬 11:00 施設内にて熱発（感染症の疑いあり）

発症想定

コロナウィルス感染症疑い

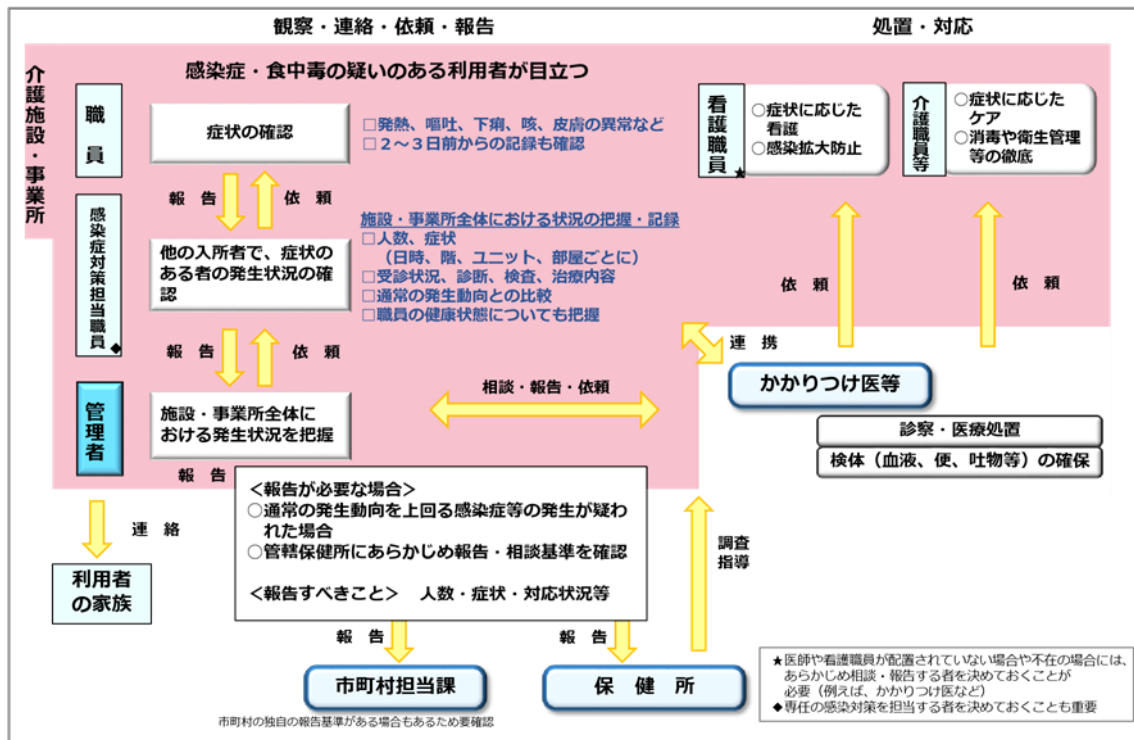
状況について

来所時には特に熱はなかった。到着後は特に体調の不良等は見られていない状況。年齢は82歳女性、家族との同居で週3回通所サービスを利用している。(9:30~15:30)入浴後に体調不良の訴えがあり体温・血圧・血中酸素濃度を測定。体温38.0℃、血圧は正常値、血中酸素濃度は92%と低値、自覚症状としては匂いをあまり感じない事やお茶の味が分からない等が見られた。同テーブルにはアクリルボードで仕切りは行っているが横の席に関しては仕切りが無い状況で利用者2名との接触あり。また看護師と入浴の介助を行っていた職員が計4名接触、送迎時に同じ車両だった利用者3名、送迎運転手1名、受付職員1名の計11名が接触している。

	相談支援	ケアプラン	もみの木	つばき	おひさま
対策委員					

上に記載しているものが中心となり、感染症発症との想定で対策を行っていく。現在の状況や症状を管理者に報告し、その後本部長である代表取締役へ報告する。

他の名前は上がっていない職員に関しては、対策委員の指示に従い接触の無かった利用者様に対する対応や、周囲の消毒、備蓄している感染症対策時に使用する防護等を準備する。



基本的なフローチャートは図の通りであるが、コロナウイルス感染症を想定した訓練となる為、感染疑い者だけではなく濃厚接触者になる可能性があるものに対して他の利用者様とは別室にて対応を行う。利用者家族に連絡を行い、コロナウイルス感染症の疑いがある為、病院への受診と施設への迎えが行えるか確認を行う。また、迎えに来るまでの状況を時系列でまとめ、紙面にて病院に持って行っていただくよう話も行う。

状況にて濃厚接触者の疑いがあるものは利用の休止、自宅待機とし検査の結果や保健所の指示に従う。陽性反応が出た際には保健所の指示に従い消毒・休業等の対策を行い、継続業務としては市町村等からの指示での休業の際は利用者同意の基電話連絡による健康状態や食事の摂取状況、入浴の有無などを聞き取りし文章にまとめ保管する事で在宅での支援とする (厚労省介護保険最新情報 Vol.809 より) また自社の全面休業の際は居宅介護支援と計画相談支援は在宅での支援となる。

優先度としては、①感染症発症の疑いのある利用者様を別室に移動。(職員は防護具を着用) ②状況の報告を管理者に行い、速やかに管理者より利用者家族に連絡を行う (独居の場合は緊急連絡先に連絡を行い状況の説明) 同時に病院への受診が必要な事も説明し迎えに来てもらう。

(すぐに迎えに来ることが困難な場合は当該利用者と接触した利用者・職員は別室に待機する。③病院への受診後要請が出た場合は保健所の指示に従い行動する。(疑いの時点でBCPは発動するものとする)